

# 1 特別支援教育とは

第  
1  
章

Q1 特別支援教育の理念について教えてください。

第  
2  
章

A 学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、「特別支援教育」が位置付けられました。

障害があることにより、通常の学級における指導だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちがいます。その子どもたち、一人一人の障害の種類や程度などに応じて、特別な支援の下に、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、あるいは通級による指導において、個に応じた適切な教育を行う必要があります。

特別支援教育は、特別支援学校だけでなく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの通常の学級に在籍する発達障害のある子どもたちを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍するすべての学校園において実施されるものです。

障害のある子どもたちが自立し、社会参加に向けて必要な力を培うためには、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するとともに、個に応じた適切な指導及び必要な支援が必要です。

第  
3  
章

第  
4  
章

参  
考  
資  
料

関連サイト：●文科省「学校教育法の一部を改正する法律」（平成19年4月1日）



[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/06040515/06061610/002](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06040515/06061610/002)



関連サイト：●文科省「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日）



[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm)



## 2 インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮

Q2 インクルーシブ教育システム構築にあたって、  
必要な教員の専門性について教えてください。

A 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中教審平成24年7月23日）においては、

「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」

と示されています。

インクルーシブ教育システム構築を推進するためには、すべての教員に求められる教育の専門性として、①集団形成（学級づくり）、②学習指導（授業づくり）、③生徒指導があります。さらに、特別支援教育の専門性として、①特別支援教育に関する知識・技能の活用、②教職員及び関係者の連携・協働、③共生社会の形成に関する意識という3つの要素があります。

関連サイト：●文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」



[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)



関連サイト：●国立特別支援教育総合研究所「インクルDB」



[http://inclusive.nise.go.jp/?page\\_id=13](http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=13)



## 2 インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮

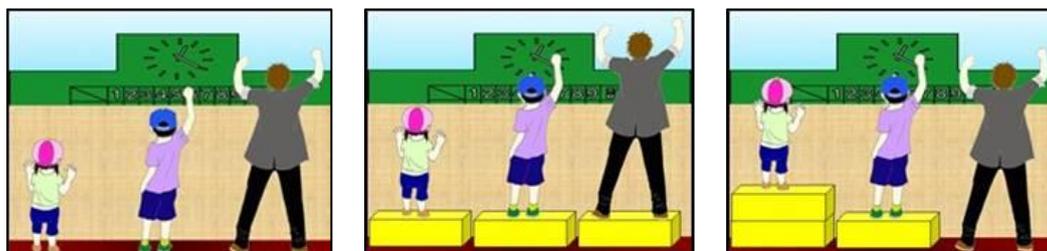
Q3 基礎的環境整備と合理的配慮とは、どのようなことか教えてください。

A 平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、  
「学校園においては、障害のある児童生徒などの性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供しなければならない。」  
と示されました。

ここでいう「障害のある児童生徒」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害」があり、しかも「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある児童生徒」などのことです。そのため、診断書や障害者手帳などの有無は、合理的配慮の対象の判断基準ではありません。

合理的配慮とは、「障害者の権利に関する条約」第2条において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と示されています。

【合理的配慮のイメージ図 EQUALITY と EQUITY】



大阪府教育センターHP「合理的配慮と基礎的環境整備」より

## 2 インクルーシブ教育システム構築と合理的配慮

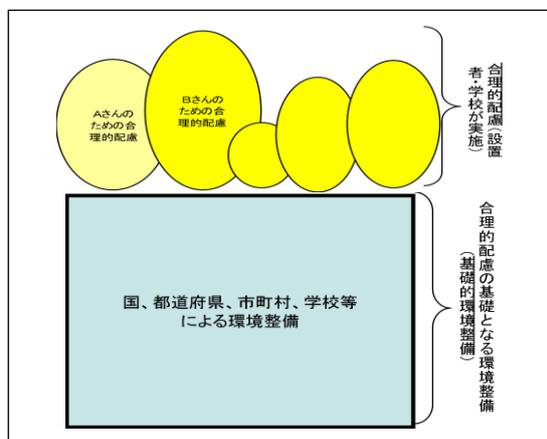
「基礎的環境整備」とは、この「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置などにより、（例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で）それぞれ行う教育環境の整備のことです。

また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

合理的配慮の提供においては、「均衡を失した」又は「過度の」負担を課さないもの、とありますが、これについて一律の判断基準があるわけではありません。合理的配慮の決定・提供にあたっては、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面を勘案し個別に判断することとなります。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供するのかなどについて、保護者と共通理解を図りながら、可能な限り合意形成を図った上で決定していきます。

【 基礎的環境整備と合理的配慮の関係 】

合理的配慮は、障害のある児童生徒などに対して提供されますが、その際、周囲の児童生徒及びその保護者への理解・啓発にも留意することが重要です。



中教審「初中分科会報告」より

関連サイト：●文科省「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告」



[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316184.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316184.htm)

関連サイト：●兵庫県教育委員会「県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/kaigi/gakkotaiouyouryou.pdf>

関連サイト：●兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課「学校で「合理的配慮」の提供が義務となります」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/kaigi/gouritekihairyoyou.pdf>

## 2 インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮

Q4 特別支援教育とインクルーシブ教育システムの関係を教えてください。

A 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのため、以下の1から3までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要です。

- 1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働などとの連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、特別支援教育の充実を図ることが重要です。
- 2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもたちや人々との交流などを通して、地域での生活基盤を形成することが求められています。そのため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要です。
- 3 特別支援教育に関連して、障害者への理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある子どもと共に学び合いながら、社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要です。学校においてこれを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながります。

関連サイト：●国立特別支援教育総合研究所「インクルDB Q&A」

 [http://inclusive.nise.go.jp/?page\\_id=40](http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=40) 

関連サイト：●兵庫県立特別支援教育センター「インターネット講義配信サイト」

 <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/movie/> 

### 3 学習指導要領の改訂

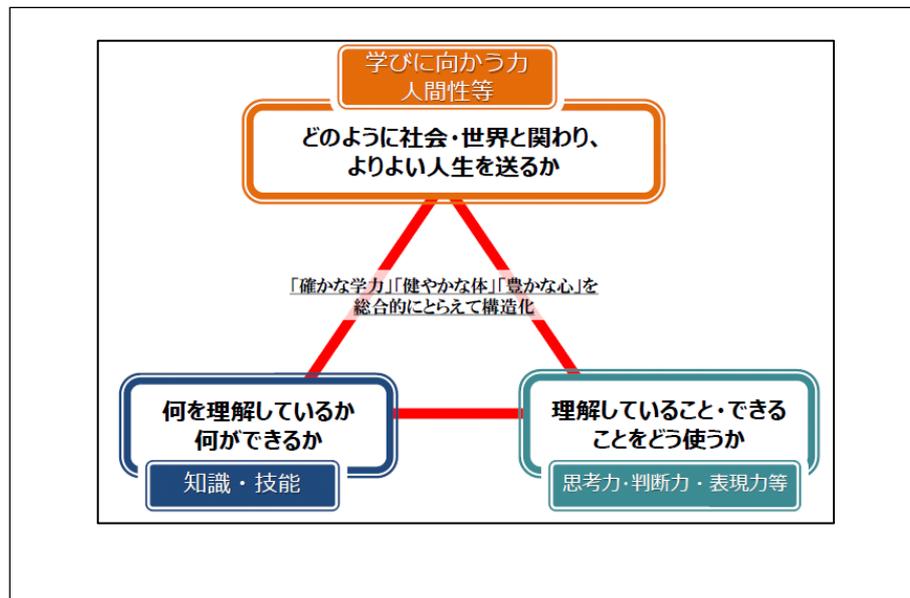
Q5 新学習指導要領の基本方針について教えてください。

A 中央教育審議会答申（平成28年12月）を踏まえ、下記の5点の基本方針に基づいて、学習指導要領が改訂されています。

1 基本的な考え方

- (1) 「社会に開かれた教育課程」を重視する。
- (2) 知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する。
- (3) 道徳教育の充実や体験活動を重視するとともに、体育・健康に関する指導の充実によって、豊かな心や健やかな体を育成する。

2 育成を目指す資質・能力を3つの柱で整理



文部科学省資料「新しい学習指導要領の考え方」より

- 3 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を推進する。
- 4 各学校におけるカリキュラム・マネジメントを推進する。
- 5 言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などを推進する。

### 3 学習指導要領の改訂

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

新学習指導要領は、平成32年4月1日から小学校・特別支援学校小学部、平成33年4月1日から中学校・特別支援学校中学部において、それぞれ全面実施となっています。なお、平成30年4月1日から幼稚園・特別支援学校幼稚部、平成34年4月1日から高等学校・特別支援学校高等部が全面実施となっています。

【 学習指導要領改訂スケジュール 】

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
幼稚園 幼稚部	周知徹底	30年度～全面実施				
小学校 小学部	周知徹底	先行実施 教科書検定 採択・供給		使用開始	32年度～全面実施	
中学校 中学部	周知徹底	先行実施 教科書検定 採択・供給			使用開始	33年度～全面実施
高等学校 高等部	改訂	周知徹底	先行実施 教科書検定 採択・供給			34年度～全面実施 使用開始

文部科学省資料「新しい学習指導要領の考え方」参照

関連サイト： ●文科省 「小学校学習指導要領解説」

 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1387014.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm) 

関連サイト： ●文科省 「中学校学習指導要領解説」

 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1387016.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387016.htm) 

Q6 特別支援教育に関する改訂のポイントを教えてください。

A 特別支援教育に関する改訂のポイントは、大きく次の2項目です。

1 各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫

新学習指導要領解説においては、教科等ごとに、障害のある児童生徒への配慮についての事項として、具体的に例を挙げて示されました。例えば、小学校国語科においては、

「 声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いた物を提示したり、ICT 機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。」

と示され、指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととなりました。

2 自立活動の改訂

特別支援学校学習指導要領「自立活動」の改訂では、6つの区分は従前と同様ですが、①「1 健康の保持」の区分に「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」の項目が新たに追加され、具体的な指導項目が27項目となりました。

また、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、②「4 環境の把握」の区分の「感覚や認知の特性への対応に関すること」の項目を「感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」と改められました。さらに、③「感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること」の項目を「感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること」と改められました。

関連サイト：●文科省「新学習指導要領（本文、解説、資料等）」



[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1383986.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm)

